

経済建設委員会会議録

令和6年6月21日（金）
（開 会） 10：00
（閉 会） 11：47

【 案 件 】

1. 議案第60号 土地の取得（筑穂地域工業団地造成用地）
2. 議案第61号 土地の取得（鯉田地区遊水池用地）
3. 議案第63号 市道路線の廃止及び認定
4. 議案第64号 市道路線の認定
5. 議案第66号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））

【 報告事項 】

1. オートレースの運営状況等について（公営競技事業所）
2. 「オートレース選手負傷による損害賠償等請求事件」の福岡地方裁判所飯塚支部判決について（公営競技事業所）
3. 法定外公共物占用料の債権管理における不適切な事務について（農業土木課）
4. 工事請負契約について（企業管理課）

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第60号 土地の取得（筑穂地域工業団地造成用地）」を議題といたします。執行部の補足説明及びさきの本会議において審査要望があった件の答弁を求めます。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

「議案第60号 土地の取得（筑穂地域工業団地造成用地）」について補足説明をいたします。

議案書の23ページをお願いいたします。今回、筑穂地域工業団地造成用地として日鉄鉱業株式会社所有地を取得するものです。

取得地の概要は、飯塚市大分字一本松322番1外4筆であり、取得面積は25万1522.27平方メートル、取得価格は土地価格3億5950万円から鉱害賠償額として1億6500万円を差し引いた1億9450万円となっております。日鉄鉱業株式会社との仮契約は令和6年5月7日に締結しております。本工業団地は令和10年度の供用開始を予定しております。

以上、簡単でございますが、議案の補足説明を終わります。

併せて、6月20日の本議案におきまして、議案質疑の中で審査要望がございました、不動産売買仮契約書の件につきまして、提出資料に基づきご説明をさせていただきます。

資料1をお願いいたします。不動産売買仮契約書を読み上げさせていただきます。

「日鉄鉱業株式会社（以下「甲」という。）と飯塚市（以下「乙」という。）との間に企業の工場等の立地を促進する工業団地造成事業のため、末尾記載の不動産（以下「売買物件」という。）の売買について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、乙に対し売買物件を現状有姿のまま売渡し、乙はこれを買受けるものとする。

2 甲及び乙は、甲、乙で事前に合意した留意事項説明書がこの契約の内容に適合するものであることを確認した上で、この契約を締結する。

（代金）

第2条 前条の売買における売買価格（以下「代金」という。）は、金359,500,000円（以下「①」とする。）とする。

2 乙は、第1項の代金と第3条第2項の鉦害賠償額との差額金194,500,000（①と②の差額）円を、甲に対し支払うものとする。

3 乙は、売買物件の所有権移転登記手続き完了後に甲が乙に提出する適正な請求書に基づき、請求日から30日以内に甲に支払うものとする。

（鉦害賠償）

第3条 乙は、売買物件について、甲が指定する内容の鉦業法第114条第2項の規定に基づく鉦害賠償登録を行うことに同意し、所有権移転登記手続き完了前までに甲に対し、手続きに必要な書類を交付する。

2 前項の鉦害賠償登録に伴い、甲が乙に対して支払うべき損害について予定された賠償額（以下「鉦害予定賠償金」という。）は、金165,000,000円（以下「②」という。）とし、第2条の定めに基づく代金の支払いにより、甲が乙に対して鉦害予定賠償金を支払ったものとする。

3 前項の登録申請手続きは甲が行い、申請に伴う費用は甲の負担とする。

（売買物件の引渡し及び所有権の移転）

第4条 売買物件の所有権は、この契約に係る議案が飯塚市議会の議決を得て、この仮契約が本契約としての効力を生じた日から、甲から乙に移転するものとする。その所有権が移転したときに、甲から乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

2 甲は、売買物件について第三者が権利を有するときは、甲の責任においてあらかじめ当該権利を消滅させなければならない。

（所有権の移転登記及び登記費用の負担）

第5条 所有権移転登記事務手続きは乙が行い、乙が甲の所有する売買物件の所有権移転登記を囑託するために必要な関係書類、その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を、甲は遅滞なく提出するものとし、乙は、直ちに売買物件の所有権移転の囑託登記の手続きを行うものとする。

2 前項に規定する登記に要する費用は、乙の負担とする。

（売買対象面積）

第6条 実測の結果、実測図の面積と登記簿面積との間に相違が生じても、甲は乙に対し地積更生登記の責を負わない。

（収入印紙及び公租公課の負担）

第7条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、甲の負担とする。

2 売買物件に対する公租公課は、甲の名義で賦課された公租公課は、甲の負担とする。

（契約不適合責任）

第8条 甲は乙に対し、売買物件がその種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合には、民法の規定に従って責任を負うものとする。ただし、売買物件の鉦害に係る瑕疵（土壌、浅所陥没、地中障害物等を含むがこれらに限られない）または起因する一切の損害については、鉦害予定賠償金が支払われておりその限りではない。

2 甲は乙に対し、売買物件について契約の内容に適合しない先取特権、質権又は抵当権が存していた場合には、民法の規定に従って責任を負うものとする。

（契約外の事項）

第9条 この契約に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（契約の解除）

第10条 甲及び乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解

除することができる。

2 甲及び乙は、この契約に定める義務を履行せず、相手方に損害を与えたときは、相手方に対し当該損害を賠償する。

(契約の承認)

第11条 この契約は仮契約であり、飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例（平成18年飯塚市条例第57号）の規定による議会の議決を得た日から本契約として認められるものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第12条 甲は、売買物件に関してまたは本契約の内容もしくは履行に関して、第三者と紛争になっている事項等があるときは、自らの責任において当該事項の履行または解決を行うものとし、乙に対して引き継がないものとする。

2 前項に規定する以外の場合で、本契約の内容または本契約の履行に関し、関係者から異議の申立てがあったときは、甲は責任をもって解決するように努めなければならない。

(管轄裁判所)

第13条 本契約に関して紛争が生じたときは、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の履行を確保するため本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年5月7日

甲 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 日鉄鉱業株式会社 代表取締役社長 森川玲一

乙 福岡県飯塚市新立岩5番5号 飯塚市 代表者 飯塚市長 武井政一

物件の表示

(土地)

飯塚市大分字一本松322番1 雑種地 52, 572.00㎡

飯塚市大分字一本松348番1 宅地 13, 057.30㎡

飯塚市筑穂元吉字桜サコ928番1 雑種地 55, 209.00㎡

飯塚市筑穂元吉字桜サコ931番1 宅地 18, 446.97㎡

飯塚市馬敷字センジ28番1 雑種地 112, 237.00㎡

土地面積合計 251, 522.27㎡

となっております。

続きまして、資料2をお願いいたします。「議案第60号 土地の取得」について、今後のスケジュール案及び各種金額及び単価についてご説明をいたします。

1、今後のスケジュール（案）、令和6年度から令和7年度の予定としております。令和6年5月から8月につきましては、草木等伐採業務、業務内容といたしましては、現地測量に支障となる草木等の伐採となっております。5月から令和7年1月につきましては、現地測量業務を行い、基本設計を行うための現地測量が業務内容となっております。6月につきましては、用地購入ということで、工業団地敷地の購入議案を、今回の議会のほうに上程をしているところでございます。7月から令和7年7月、地盤調査業務となっております。業務内容といたしましては、基本設計に必要な地盤調査業務となっております。同じく7月から令和7年7月につきましては、基本設計業務となっております。業務内容は、施設設計、配置設計、造成設計、道路設計及び防災設計等となっております。令和9年度に工業団地整備を完了いたしまして、令和10年度、工業団地供用開始。順次進出企業の工場開設を予定しているところでございます。

2、各種金額及び単価につきましてご説明いたします。面積につきましては、25万1522.27平方メートルとなっております。不動産鑑定価格につきましては3億

7836万9千円となっております。この金額につきましては、※1で記載しておりますとおり、面積が25万2246.27平方メートルとなっております。こちらは、鑑定時期、また分筆前の民有地部分724平方メートルを含んでおることから、この面積となっております。単価につきましては、1平方メートル当たり1500円、坪単価4950円となっております。続きまして、日鉄鉱業の売却額が3億5950万円。1平方メートル当たりの単価が1430円、坪単価が4719円となっております。日鉄鉱業との契約額が1億9450万円となっております。1平方メートル当たり773円、坪単価といたしまして2550円となっております。公害賠償額は1億6500万円となっております。

次に、5月7日付の契約締結につきまして、市長決裁の経過についてご説明をいたします。不動産売買仮契約書につきましては、5月1日に市長決裁を完了し、5月7日に日鉄鉱業株式会社代表者の押印のある契約書を受領、重要事項説明を受けた後に、同日付にて仮契約を締結したところでございます。

続きまして、鉱害賠償、契約不適合責任についてご説明いたします。日鉄鉱業株式会社に対しましては、鉱業法第109条の規定により、当該鉱区の鉱業権者がその損害を賠償する責に任ずるとされています。飯塚市は鉱業法第114条第1項の規定に基づき、鉱害賠償額であります予定する賠償額以上の相当程度の損害が発生した場合は、当社に当該損害を請求できるとともに、鉱害以外の損害については、仮契約書の第8条に規定しておりますとおり民法の契約不適合責任を適用し、損害賠償請求等を行うことができるものと考えております。誘致企業に対しましては、飯塚市は整備した工業団地を誘致企業に売却する場合、これまでの不動産売買契約同様に、鉱害賠償をはじめ、いかなる損害も賠償しない旨を契約書に明記します。これは鯉田工業団地を売却する際と同様の取扱いとしております。

最後になりますけれども、有効面積等についてご説明いたします。当該地は全体で約25.2ヘクタールでございます。そのうち、浅所陥没の危険性の高いエリアの約8.9ヘクタールを主に緑地帯や環境施設部分と考えておりますが、敷地の有効活用の観点から、設計におきましては、当該箇所を宅地部分として使用できないか検討したいと考えております。浅所陥没の危険性の高いエリアを除いた残りの約16.3ヘクタールを宅地部分として計画いたします。なお、この宅地部分のうち、調整池や道路を除いた約14.4ヘクタールを分譲区画として、現在6区画を想定しておりますが、複数の区画として整備し、進出を希望される企業の利用意向に応じて隣接する区画を一括して売却するなど、柔軟に対応できるよう、基本設計業務の中で検討していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

ちょっとこれは質疑というより、資料が出せたらお願いしたいのですが、総則の第1条第2項、留意事項説明書というのは、これは、普通民間で言う重要事項説明書と同じものですか。これは出せますか、資料。（発言する者あり）出せない。分かりました。これは情報公開でも取れないですか。民間と違って留意事項と書いてあるから、どんなものかなと思って。（発言する者あり）難しい。了解です。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○城丸委員

今の説明の中で、浅所陥没のところが約9ヘクタールある。昨日の質疑の中でもいろいろあったんですけど、これは大体どの辺なんですか。これはこの前視察に行ったときにもらったものですが、どの辺になるんですか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

敷地の方角でいきますと、西側の部分になります。

○城丸委員

これは炭鉱の坑道の跡とか、そんなものですか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

そのとおりでございます。4月の経済建設委員会で現地調査をしていただいたときに、出入口から入って左側の場所となっております。

○城丸委員

今の説明の中では、この辺を緑地ないしは宅地にできるなら宅地にするということですけど、全て甲の責任になるんですよね、これ。何か、陥没とかあった場合。契約書ではそんなふうに読み取れます。宅地とかそういうので何かうちの高尾団地とかそういうところも陥没が起こったりしてあったんですけど、そういう可能性は十分ありますよね。

○経済政策推進室長

鯉田工業団地のときも、あそこは全体的に浅所陥没エリアということで造成のほうをさせていただきまして、企業誘致に数年かかりましたが、現在も大きな問題はなく、当然浅所陥没等もなく、企業の皆様に事業活動をしていただいております。同じような状況を私どもは想定させていただいております。なお、この浅所陥没エリアで、例えば工場等が地盤沈下とか、浅所陥没で損害を被ったときは、この契約書に記載しております予定賠償額1億6500万円、これを相当程度超える場合には、工場の企業さんは損害賠償の請求等をなされる可能性というものもあるかと思っております。ただそのときに私どもは鯉田工業団地と同様に、旧民法で申します瑕疵担保責任、いわゆる、全ての売主の責任というのは、私どもは被りませんという契約を締結させていただきまして、そういったことで、この賠償につきましては、鉱業法の規定に基づいて、日鉄鉱業株式会社に請求されるものと認識しております。

○城丸委員

言葉が出ましたので、そのついでにお願いしたいんですが、ここにあります1億6500万円ですか。この鉱害賠償額、これをちょっと説明いただけませんか。

○経済政策推進室長

鉱害賠償額につきましては、損害賠償の義務、それから、損害賠償の予定ということで鉱業法に規定されております。また、鉱害賠償登録令のほうにも規定されておりますが、鉱害賠償登録令第17条第1項により、「予定された賠償額の支払の登録は、その支払をした鉱業権者又は租鉱権者及びその支払に係る不動産に関する権利の登記名義人でその支払を受けた者の申請によってする」ということで、不動産の登記のほうに所有権の下の欄、鉱害賠償登録という設定がされます。これにつきましては、第三者、うちの場合は誘致企業になるのですが、誘致企業に対しても対抗できるという要件になっております。この鉱害賠償支払登録というのが、鉱業権者は鉱業法によって、将来にわたる鉱害、浅所陥没等の損害があったときには、その損害を賠償しなければいけないという規定がございます。ただし、将来にわたってずっとそれを賠償していく義務をある程度緩和するために、予定する賠償額をその土地の借主に支払って、鉱害賠償支払登録を設定すれば、その範囲内で賠償の責を逃れると、そういった規定になっております。

1億6500万円の根拠につきまして日鉄鉱業株式会社にはお尋ねをしております。その際に、他地域での事例の計算方法を当てはめて算定しておりますということで、その計算方法については開示できませんというところがございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

一応、予定では令和10年度から供用開始するわけですが、今の段階で進出企業、幅広くお願いするんだろうとは思いますが、ターゲットとしてどの辺を狙っていくのか、どういうふうに考えて取り組んでいくのか、今の段階での考え方があればお示しいただきたいと思っています。

○経済政策推進室長

当該地域につきましては過疎計画のほうにも、少し文言のほうが入っておりますが、まずはできるだけ多くの雇用というのを創出していきたいというふうに考えております。働く場所としてこの地域を選んでいただくことで、JR筑前大分駅とのアクセス性もよいエリアになりますので、住んでいただけるような、そういった地域になるのではと考えております。そういった意味で、まずは製造業を中心にターゲットとしてやっていきたいと。また前回のこの委員会でもご説明させていただきましたが、できれば北部九州で活況な半導体、ただ、半導体そのものにつきましては、水の関係等いろいろと地元負担も生じてまいりますことから、できれば半導体の製造装置関係、前回委員からもご指摘いただきました部品、それから電子部品、そういったところも含めた半導体の製造装置関係の企業の誘致にまずは取り組ませていただきたいと。その上で、大阪まで8時間ということで2024年問題もぎりぎりクリアできるようなエリアとなりますので、物流関係、鹿児島・熊本からこのエリアを拠点として、物流として半導体製品等を運んでいただけるような、そういった企業の誘致に取り組ませていただきたいと考えております。また幅広く、北部九州、自動車産業等もまだまだ今から、いろんな発展が図れると思っておりますので、そういったところも含めて製造業、物流、その上で業種といたしましては半導体、自動車、そういったところをまずはターゲットに、誘致に取り組ませていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

工業団地を造るに当たって大体どのくらいの費用、工事価格、どのくらい想定されていますか。

○経済政策推進室長

整備費ということでございますが、平成20年に整備いたしました鯉田工業団地、これが40ヘクタール、約2倍の大きさで、整備費は20億9千万円という費用がかかっております。今の人件費の高騰、それから資材の高騰等々を考えますと、これ以上の大きな金額がかかってくるというふうにも私どもは見込んでおります。具体的な数字というところは、基本設計の中で積算していきたいと考えておりますが、ただ、鯉田工業団地の例をとりまして、全ての区画に工場が立地してから少なくとも8年以内には、固定資産税や法人市民税、それから市民の方の雇用の賃金、そういったところの経済効果を見込みまして、8年以内には回収できるように、全ての区画が埋まってから8年以内に回収できるように努めてまいりたいと考えております。

○坂平委員

今詳しく、8年以内には回収できるというご答弁がありましたので、ぜひ、それに間に合うように、しっかり頑張ってください。

それとあと一つ、これ、過疎費は活用されるんですか。

○経済政策推進室長

まず2年以内に全区画を埋めて、8年で回収して、10年スパンで、今、考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから過疎計画に文言として位置づけていただいておりますので、その可能性というのは調査研究してまいりたいと思っておりますが、基本的に、宅地部分というのは企業さんにお譲りするところになりますので、なかなか過疎計画の適用というのは難しいのではないかなとい

うふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

1点要望です。先ほどこの土地、JRの大分駅に近いとおっしゃいましたが、歩けば相当な距離がございます。上穂波駅もありますけど、中間辺りではないでしょうか。今、旧筑穂地区の皆さんは、御存じのとおり、路線バスが全部撤退してコミュニティバスだけでございます。このコミュニティバスに対する要望、苦情、たくさんございますので、この工業団地ができるときには、大分駅からのアクセスがよくできるような、そういうコミュニティバスの検討も、ぜひ、この機会にさせていただきたいということを要望いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第60号 土地の取得（筑穂地域工業団地造成用地）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 土地の取得（鯉田地区遊水池用地）」を議題といたします。執行部の補足説明及びさきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○農業土木課長

「議案第61号 土地の取得」について補足説明をいたします。

議案書の26ページをお願いいたします。今回、鯉田地区遊水池用地として、UBE三菱セメント株式会社及びほか個人4名の所有地を取得するものです。

土地の価格算出方法としましては、土地鑑定評価を依頼し、算定された価格を飯塚市財産管理委員会の審議を経て決定しております。取得の概要は、UBE三菱セメント株式会社が、飯塚市鯉田字堤田373番4外18筆であり、取得面積は、1万8675.76平方メートルで、取得価格は1億6734万8848円となっております。

UBE三菱セメント株式会社の概要につきましては、本社、東京都千代田区内幸町二丁目1番1号、代表者、小山 誠、資本金502億5千万円です。個人4名につきましては飯塚市鯉田字堤田381番2外4筆であり、取得面積は合わせて142.09平方メートル、取得価格は106万3836円となっております。

UBE三菱セメント株式会社との仮契約は、令和6年5月7日に締結し、個人4名につきましても、令和6年5月1日と5月2日に仮契約を締結しております。今回の遊水池事業地は飯塚市防災（浸水）対策基本計画を基に、鯉田井出ノ上地区において、10年確率の降雨での床上浸水の防除を目標に整備を進めており、新設遊水池を含む上流域の面積は177.2ヘクタールあり、この流域における下流域の流出量を調整施設により抑制することで、浸水被害の軽減を図るものです。流域内の流出抑制施設としましては、既存の鯉田工業団地と栗尾工業団地の調整池が受け持つ流域30.0ヘクタールがあり、また、今後、地元農区との協議、承諾は必要ではございますが、4か所のため池の水位を事前に下げ、調整機能を持たすことで、調整可能な流域として約55ヘクタールがございます。さらに上流にある未開発地36.5ヘクタールにつきましては、今後、開発等を行う際には調整池等の設置について協議をしております。

これらの流域における流出抑制を踏まえたと、今回設置する遊水池は流域面積177.

2ヘクタールのうち約5.6ヘクタールを調整用地として、1万3320立方メートルを整備することで、この地区の10年確率での浸水対策が可能となる計画となっております。

議案第61号補足説明資料をお願いいたします。今回設置予定の遊水池は、中央付近に青色で示しておりますL型水路を通常時より流れ、洪水時は、L型水路よりあふれ出た流水が貯留する仕組みとなっております。

以上、簡単ではございますが、議案の補足説明を終わらせていただきます。

併せまして、本議案におきまして、6月20日の議案質疑の中で、土地売買仮契約（UBE三菱セメント株式会社）並びに覚書について、審査要望がございました。また、指摘がありました土地売買仮契約と覚書の調印日が5月7日と同日であることについて、ご説明をさせていただきます。

調印日につきましては、各社共に、内部決裁に1週間程度必要であると以前より申出があり、4月26日に、連休明け早々までに調印が完了できるように、飯塚市のほうから各社に依頼しておりましたことから、偶然ではありますが5月7日の同日となったと思われま

す。続きまして、議案第61号追加資料をお願いいたします。仮契約書及び覚書につきまして、記載事項等を読み上げさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

「土地売買仮契約書

UBE三菱セメント株式会社（以下「甲」という。）と飯塚市（以下「乙」という。）とは、別表1記載の甲所有土地（以下「本件土地」という。）を、甲から乙に売り渡すにあたり、次のとおり売買仮契約（以下「仮契約」という。）を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、本件土地を、以下の約定により現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを受け

（使用目的）

第2条 乙は、本件土地を鯉田地区遊水池新設事業の用に供するために使用し、他の目的には使用しない。

（所有権移転及び引渡し）

第3条 本件土地の所有権は、第11条第1項の規定による議決の日を以て甲から乙に移転し、同時に引き渡すものとするが、仮契約締結日以降、第6条に定める所有権移転登記完了前であっても、乙は甲の承諾を得て本件土地を使用することが出来るものとする。

2. 本件土地に先取特権、抵当権、質権若しくは地上権、地役権又はその他名称の如何を問わず、乙の所有権の完全な行使を阻害する制限のあるとき、又はこれらの権利が設定登記されているときは、甲の責任において第11条第1項の規定による議決の日までの間に、あらかじめ当該権利を消滅させ、又は当該登記を抹消しておかなければならない。但し、当該権利の消滅又は当該登記の抹消及びその時期に関して乙の同意を得たものについては、この限りでない。

（土地売買代金）

第4条 本件土地の売買価格（以下「代金」という。）は、金167,348,848円とし、その内訳は別表2の記載によるものとする。

2. 乙は、前項代金を、第6条第1項に定める所有権移転登記完了後30日以内に甲の指定する次の口座に現金にて支払うものとし、振込手数料は乙の負担とする。

名義人 UBE三菱セメント株式会社

（面積相違の場合の措置）

第5条 甲は、本件土地を別表1記載の公簿面積を以て売り渡すものとし、乙は本件土地実測の結果、公簿面積に比べ過不足を生じて、甲に対し別表2記載の代金の増減及び土地の増減又は損害賠償等を一切請求しない。

2. 本件土地の譲渡に関して、後日、隣接者との境界又は隣接地の面積過不足等について、

隣接者及び第三者より異議、苦情があった場合には、乙の責任と負担を以て一切を解決する。

(登記手続)

第6条 本件土地の所有権移転登記手続については、仮契約締結後、第11条第1項に定める議決の日より、乙が遅滞なく乙の責任と負担を以て実施し、甲は乙に対し同手続に必要な書類を交付する。また仮契約に伴って要する分筆登記等の表題部に係る登記事務手続も乙が行う。

2. 第3条第2項但書きにより、権利の消滅又は登記の抹消の時期に関して、乙が同意したものに關する登記の抹消等の前提登記事務手続は乙において行い、その他甲は乙に対し同手続に必要な書類を交付する

3. 前項に規定する前提登記に要する一切の費用は甲の負担とする。

(特約・容認事項)

第7条 乙は、本件土地に関する以下の内容を承諾の上、仮契約を締結し、本契約成立による本件土地引き渡し後、以下の状況に起因する問題が発生しても、甲に対して一切損害賠償の請求をせず、その他異議を申し出ない。

1) 本件土地周辺では過去、石炭採掘が行われたこと。

2) 本件土地は過去、全体的に湿地化していたとの記録があり、重量物を設置する場合、地耐力が弱く、設置に影響が出る可能性があること。

3) 本件土地内に構築物等(含む埋設物)が残置されていること。

4) 前各号に関しては、本件土地の地盤状況等を認識した上で対策又は撤去を行い、本件土地の利用を図る必要があること。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、本件土地に関して、契約不適合責任を負わない。また、本件土地引き渡し後に本件土地に起因するいかなる問題が発生しても、乙は甲に対し損害賠償等の請求は行わず、乙の責任と負担を以て解決・処理する。

(譲渡等の禁止)

第9条 甲は仮契約締結後に、次に掲げる行為をしてはならない。

1) 本件土地を第三者に譲渡すること。

2) 本件土地に地上権、貸借権、その他の所有権以外の権利を設定すること。

3) 第3条第2項に規定する本件土地に存する権利又は登記等を、第三者に譲渡すること。

4) 本件土地に定着物件を設置又は土地の形質を変更すること。

2. 甲が前項の規定に違反して乙に損害を与えたときには、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができ、乙は甲に支払うべき代金から当該損害額を控除して支払うことができるものとする。

(苦情の処理)

第10条 乙は、仮契約締結に関して、第三者より損害賠償の請求又は異議・苦情等の申し立てがなされた場合は、乙の責任と負担を以て一切を解決し、甲はこれに協力する。

(議会の議決、契約の解除)

第11条 仮契約は、飯塚市議会の議決に付すべき財産の所得又は処分に関する条例(平成18飯塚市条例第57条)の規定による議会の議決を得た日から本契約として認められるものとする。

2. 前項に規定する議会の議決が得られなかったときは、仮契約は消滅し、前項の規定は適用されない。

3. 甲又は乙が仮契約に定める義務を履行しないときは、相手方は仮契約を解除することができる。

4. 第4条第2項の定めにより乙が甲に代金を支払った後に、甲又は乙の契約不履行により本契約の目的を達成できなくなったとき、相手方は本契約を解除できるものとし、解除に伴い甲

は既に受領した代金を遅滞なく乙に返還するものとする。但し、返還する代金には受領後返還までの利息を付さない。

(契約費用)

第12条 仮契約締結に要する印紙代は、甲が負担する。

(公租公課)

第13条 本件土地に対して賦課される公租公課については、所有権移転登記の日の前日まで甲の負担とする。

(協議事項)

第14条 仮契約の解釈に疑義が生じたとき、又は仮契約に定めのない事項が生じたときは、甲及び乙は誠意を以て協議・解決する。

2. 第3条第2項、その他の仮契約の規定に関する詳細について定める必要のあるときは、甲乙協議のうえ別途覚書を取り交わすこととする。

(管轄裁判所)

第15条 仮契約に関する訴えの管轄は、本件土地の所在地を管轄する地方裁判所を以て管轄裁判所とする。

以上、仮契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

2024年5月7日

甲 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 UBE三菱セメント株式会社 代表取締役 小山 誠

乙 福岡県飯塚市新立岩5番地5号 福岡県飯塚市 市長 武井 政一

本件土地の表記につきましては別表1、2のほうとなっておりますので、ご参照いただけたらと思います。

引き続き、覚書のほうを読ませていただきます。

「三菱マテリアル株式会社（以下「甲」という。）と飯塚市（以下「乙」という。）とは、2024年5月7日付を以て乙とUBE三菱セメント株式会社間にて締結の不動産売買契約書に付帯して次のとおり覚書を取り交わした。

(告知)

第1条 甲は、乙に対し、本件土地は甲が権利義務を継承した三菱鉱業セメント株式会社及び三菱石炭鉱業株式会社（以下「丙」という。）の石炭採掘を目的として鉱業権を設定していた土地であり、右石炭採掘により、第2条に記載の損害が発生する可能性があることを告知する。

2. 乙は、前項の告知内容を考慮し、本件土地を使用する際には、必要な対策及び施設を施し使用する。

3. 乙は、前項により、乙が諸費用を支出しても、甲に対し補償等を一切要求しない。

(鉱害賠償不請求)

第2条 乙は、本件土地又は本件土地上の既往及び将来設置の建物、工作物、道路、水路、土地定着物、農作物、樹木、水利その他一切の物件について、丙の鉱業権に属していた諸炭層の採掘及びその他の鉱業操業上の作業（含む露天掘、硬の集積）により既に発生し、且つ将来発生することあるべき一切の損害（含む浅所陥没、浅所陥没類似現象及び赤水・湧水、井水の汚濁・枯渇、地下水の溢水等一切の損害）に関し、甲に対しその賠償を一切請求しない。

2. 乙は、鉱業法その他の法律により、甲に連帯債務が生じることがあっても、甲に対しその賠償を一切請求しない。

(鉱害賠償登録)

第3条 乙は、本件土地について、甲が指定する内容の鉱業法第114条第2項の規定に基づく鉱害賠償登録を行うことに異議なく同意し、本覚書の取り交わしと同時に甲に対し右手続

に必要な書類を交付する。

2. 前項の賠償金額は、金40,092,540円とする。

3. 甲は、前項の賠償金額を2024年9月30日までに乙の指定口座へ現金にて振込むこととする。尚、振込手数料は甲が負担する。

4. 第1項の鉦害賠償登録申請は、甲がこれを行う。

(第三者への譲渡制限)

第4条 乙は、第3条に定める鉦害賠償登録が完了するまで、本件土地を第三者に譲渡してはならない。但し、やむを得ない事情により、事前に甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2. 乙が、前項に基づき本件土地の所有権を第三者に移転した場合、乙はその取得者と連名のうえ、本覚書を承継する旨を記載した書面を甲に提出しなければならない。

3. 乙が、前2項の義務履行を懈怠し、万一甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し、甲の請求する損害金を賠償しなければならない。

(苦情の処理)

第5条 乙は、本覚書の取り交わしに関して、第三者より損害賠償の請求又は異議、苦情等の申し立てがなされた場合は、乙の責任と負担を以て一切を解決し、甲に対して些かも迷惑、負担をかけない。

(必要費・有益費の不請求)

第6条 乙は、本件土地に投下した必要費・有益費については、甲に対しその返還を一切請求しない。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2024年5月7日

甲 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 三菱マテリアル株式会社 代表執行役 小野直樹

乙 福岡県飯塚市新立岩5番地5号 福岡県飯塚市 市長 武井 政一

以上ようになっております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第61号 土地の取得(鯉田地区遊水池用地)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:57

再開 11:08

委員会を再開いたします。

次に、「議案第63号 市道路線の廃止及び認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第63号 市道路線の廃止及び認定」について補足説明させていただきます。

議案書30ページをお願いいたします。市道路線の廃止及び認定につきましては、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止及び認定するに当たり、同法

第8条第2項及び第10条3項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。

このたび、市道の廃止及び認定は、立岩・上三緒線道路改良工事に伴うもので、廃止する路線は、1 市道路線明細に記載しておりますとおり1路線、223.9メートル、改めて市道路線として認定する路線は、2 市道認定路線明細に記載しておりますとおり、1路線、231メートルでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第63号 市道路線の廃止及び認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第64号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第64号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。

議案書33ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回認定する路線は10路線、延長666.2メートルでございます。

市道認定路線明細に記載しております一連番号1番、6番及び9番の3路線は、寄附採納に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は34ページ、36ページ及び38ページに記載しております。

続きまして、市道認定路線明細に記載しております一連番号2番から5番までの4路線は、飯塚駅周辺整備事業に伴う路線認定を行うものです。このうち、一連番号4番の飯塚駅3号線につきましては、道路法第48条の13第3項の規定に基づき、歩行者専用道路として指定を行うものです。路線箇所は35ページに記載しております。

続きまして、市道認定路線明細に記載しております一連番号7番、8番及び10番の3路線は、開発帰属に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は37ページ、39ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

質疑というよりも要望ですが、飯塚駅周辺の開発に伴って、今回この道路の路線の議案が出ておりますけれど、JRさんといろいろご相談していただいていると思いますけれど、併せて、先ほども筑穂地域工業団地の造成の話が出ておりましたが、南蔵院から九郎原のトンネルの間のJRの線路が、JRに乗りますと非常に揺れて、脱線するんじゃないかというくらいの揺れを感じるわけですが、できましたらJRの方に、飯塚駅の開発、それと筑穂地域工業団地の造成に伴い、線路の整備をぜひお願いしていただきたいと思います。どうも見ていたら、複線の部分についてはそんなに揺れないんですけど、特にトンネルの部分が揺れて、福岡方面

から飯塚に来ていただく方々に不安を与えるんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひ併せてJRのほうに、是正のお願いをしていただきたいと思いますと思っておりますが、できますか。

○都市計画課長

はい。事業の進捗に当たりまして、今後もJRのほうと協議する機会がございますので、先ほど質問委員がおっしゃいましたそういった事情をしっかりとお伝えした中で、改善のほうを要望してまいりたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

先ほど説明された、この路線の変更については、もう少し場所とか理由とか、そういうのをちょっとつけ加えて、今後は説明をするようにしてください。お願いします。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第64号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第66号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」）を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第66号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」）について補足説明をいたします。

令和6年度補正予算書3ページをお願いいたします。歳入・歳出それぞれに16億7483万5千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、いずれも243億4748万円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、令和5年度の決算見込額におきまして、4億6909万1137円の歳入不足となり、また、継続費に8万3008円の繰越金が発生したことから、この合計であります4億6917万4145円を、地方自治法第179条第1項及び同法施行令第166条の2の規定に基づきまして、令和6年度予算から令和5年度決算に繰上充用を行うために専決処分を行ったものによるものでございます。

予算資料の4ページのほうをお願いします。歳出の前年度繰上充用金、補正額4億6917万5千円でございますけれども、このうち、先ほど申しました令和5年度決算見込額における歳入不足額4億6909万1137円が、令和5年度末の累積赤字額となります。令和4年度末の累積赤字額5億7469万7562円と比較して、1億560万6425円減少しており、この額が令和5年度の単年度黒字となっております。そのほか、歳入の勝車投票券発売収入と、それに関連する歳出経費のJKA交付金及び勝車投票券払戻金の補正によりまして、収支のバランスをとっております。手続の時期といたしましては、出納整理期間内に行うのが通例となっておりますので、5月31日付で補正予算の専決処分を行ったものでございます。

以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結します。討論を許します。討論ありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第66号 専決処分の承認(令和6年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」については承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

ここでお諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「オートレースの運営状況等について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「オートレースの運営状況等について」、ご報告をいたします。

資料1ページの「令和4年度・5年度売上額及び入場者比較表」をお願いいたします。まず、売上額でございますが、一番左列の5年度実績Aの合計欄を御覧ください。開催日数が160日、売上額219億50万2800円。1日平均の売上額は1億3687万8100円となっております。一方、4年度実績Bの合計欄は、開催日数157日、売上額220億84万5700円、1日平均の売上額が1億4013万2800円でございますので、売上額の比較では1億34万2900円の減。1日平均では325万4700円の減となっております。

次に、入場者数につきましては、表の右側部を御覧ください。5年度実績Dの合計欄、総入場者数8万7208人、1日平均1132人となっております。4年度実績Eの合計欄は、7万9130人、1日平均で1027人となっておりますので、比較しますと総入場者数は8078人、1日平均で105人の増となっております。ここ数年のコロナ禍で、在宅需要の高まりにより売上げを大きく伸ばしておりましたインターネット投票でございますけれども、コロナ禍が収束した後にその売上げにどの程度影響があるか心配しておりましたけれども、全体で前年度比で0.5%減でありますので、おおむね好調を維持しているものと捉えております。なお、本場での売上につきましては、来場されるお客様が増加しておりますので、前年度比で4%増となっております。

内訳としまして2ページ目に、通常開催分の比較表、3ページ目にミッドナイト開催の比較表を添付しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、オートレース運営状況の報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結します。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「「オートレース選手負傷による損害賠償等請求事件」の福岡地方裁判所飯塚支部判決について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「「オートレース選手負傷による損害賠償等請求事件」の福岡地方裁判所飯塚支部判決について」、ご報告をさせていただきます。

令和3年1月18日の経済建設委員会におきまして報告いたしておりました、「オートレース選手負傷による損害賠償等請求事件」になりますが、令和6年4月25日に福岡地方裁判所飯塚支部におきまして判決が言い渡されましたので、その概要のご報告となります。

当該事件につきましては、原告でありますオートレース選手が、飯塚オートレース場管理地区内の側溝に落下し、負傷したことで、その設置または管理に瑕疵があったとして、市及び一般財団法人西日本小型自動車競走会を被告とし、損害賠償金731万6787円を求めて提訴していたものでございます。

この原告側の訴えに対しまして、福岡地方裁判所飯塚支部は、「原告の請求はいずれも理由がないことから、これを棄却する」との判断が下されております。なお、原告はこの判決を不服といたしまして福岡高等裁判所に控訴している旨、顧問弁護士より連絡を受けております。この詳細につきましてはまだ示されておきませんが、進捗につきましては今後、経済建設委員会のほうで改めて報告をさせていただきたいと思っております。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「法定外公共物占用料の債権管理における不適切な事務について」、報告を求めます。

○農業土木課長

「法定外公共物占用料の債権管理における不適切な事務について」、ご報告いたします。農業土木課で法定外公共物の占用料は、農業用水路や、農道における占用に関する事務を行っておりますが、その法定外公共物占用料の債権管理における不適切な事務について、報告するものです。

令和6年2月28日に、定期監査により、委員指摘を受けた事案でございます。

提出しております委員会資料1ページをお願いいたします。監査での主な指摘事項としましては、「実際には行っていない催告書の発送について追跡調査記録に記載し、時効(5年)として不納欠損処理を行っていた。」、「平成31年3月以降催告書を発送していない。」、「令和5年度法定外公共物(農業・林業用)占用料納付書の納期限(更新の場合は条例で5月31日)、及び令和5年度滞納繰越調定書の調定日を誤っていた。」などの指摘を受けております。

提出しております委員会資料2ページをお願いします。こちらの資料は、令和元年度から4年度に、不納欠損処理を行った年度別の不納欠損額及び件数を示しており、4年間で不納欠損処理を行った金額は合計29万1180円で、件数が49件となっております。不適切な事務処理の原因としましては、占用料債権管理を担当する職員は、前任者からの事務引継内容の事務処理を一部行っていなかったことに加え、基本となる条例等の詳細まで認識しておらず、安易に考え、軽視していたこと。担当が抱え込んでいる疑問や問題を相談できる体制ができていなかったことにより、自分一人で抱え込んでしまい、不適切な自己判断をしていたこと。管理監督者においても占用料債権管理事務や条例を全て把握できていなかったことが、原因と考えております。

監査指摘事項の対応としましては、債権管理台帳の整理について、過年度分の債権額を精査し、新たに作成した台帳の資料に基づき修正を行っております。令和5年度督促状の未発送につきましては、令和6年2月22日に発送を行っております。占用料未納者に対しては、催告書を令和6年4月26日に発送しております。令和4年度不納欠損処理時に対象から漏れていた未処理分につきましては、令和5年度の不納欠損処理時に処理を行っております。

今後の対応としましては、占用期間満了の5年ごとに更新申請が必要であるため、更新申請書を送付しておりますが、更新申請書を提出していない対象者に、更新の有無を確認しないまま占用を許可していたことから、再度提出を促す文書を7月中に発送いたします。その後、不適切な事務処理について、管理台帳を基に、定期的な文書催告・実態調査を行い、関係法令

や事務決裁規程に従って、事務処理、債権管理を徹底いたします。ヒューマンエラーを防止するために、年間スケジュール表や、業務フロー・マニュアル等を再度見直しを行いたいと思っております。係長以上が担当職員とコミュニケーションを取りながら、相談等ができるような職場環境を整えてまいります。管理職におきましても、事務の流れや条例等を認識して、適切な事務処理が遂行されるように管理監督を行ってまいります。

このたびの農業土木課の法定外公共物占用料の債権管理につきましては、定期監査等で度重なる指摘を受けているにもかかわらず、是正や改善がなされることなく、不適切な事務処理が行われてきたことは、市民の皆様の信頼を裏切る行為であり、管理監督者として非常に重く受け止めており、深くおわび申し上げます。今後、このような事態を再度招くことがないように、管理監督者として、職責の重さを肝に銘じ、日々の業務において最大限の注意を払うとともに、確認体制の徹底を図り、適切な事務処理を行うことで、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

2点。未納者に対する催告書、令和6年4月26日に発送したとありますが、それでちゃんとお支払いになられた方が何人おられて、どのくらいの金額を徴収したのか、分かれば教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:32

再開 11:33

委員会を再開いたします。

○農業土木課長

まず、令和元年度につきましては、令和6年4月以降の徴収額としまして9420円、件数としまして24件。令和2年度分、1万5960円、26件。令和3年度分、1万4220円、32件。令和4年度分、3万2880円、38件。令和5年度分、1860円、77件。以上となっております。

○瀬戸委員

もう一点ですけれど、不納欠損処理にした金額は幾らありますか。

○農業土木課長

令和元年度から令和4年度の不納欠損処理をした額としましては、29万1180円となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

関連してですけれど、不納欠損した件数がここに出ておりますけれど、これはまだ占用しているわけですね。もう不納欠損で落とすけれど、そのまま物としては占用しているわけですから、だから不納欠損で落とすところには、ちゃんと、例えば直近では21件の件数があったわけですけど、この21件に対しては、令和5年度にはちゃんと納めてくださいというご案内はしているわけですね。ご案内して、令和5年度分はちゃんと頂いた件数が何件か。対象となる件数があるわけでしょう。その件数は前年度は不納欠損で、要は、請求していないから不納欠損になってしまったということでしょう。だけど、物としては占用しているんだから、要は不納欠損の対象になったところには、ちゃんと支払ってくださいというお願いに行っている

のか行っていないのかということですよ。そのまましておけば、そのまま占用している人は、何も来てないから、そのまま、間違っているとは思わないんだから。だから、言いたいのは、役所のミスで請求をしなかった。そういうことがあってはならないので、きちんとそこには、重点的に管理して、支払ってくださいというお願いをしましたかということを知りたいんですよ。もう占用している物件数には全部出しましたから心配ないですよというふうな答弁なら答弁で結構なんですよ。

○農業土木課長

今、滞納してある方につきましては、全部催告書を発送しております。今、委員のほうが言われました件につきましては、現地確認等を今後行いながら、実態があるようであって、納めていない方につきましては、撤去も含めて今後協議をしてみたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

同じような質問になるかもしれないけど。基本的に令和元年、令和2年、件数がまちまちですよ。これはどういうことでまちまちになっているのか。それともう一つは、5年で不納欠損で処理をしているのか。基本的に国交省、それと県土整備事務所、これも全部同じようなことで、占用をとって利用しているところが多いと思う。これは毎年請求が来るのか。占用で申請されて許可をしたときにシステム化していないのか。これだけ電算が進んでいるのに、なんで自動的に請求が発行されて、振込用紙と一緒に発行するようなシステムにしていないのか。その辺りちょっとご答弁ください。

○農業土木課長

1点目の件数のばらつきにつきましては、申し訳ないですが、なぜこういうふうな状況があるかというのはちょっと把握できておりません。システムにつきましては、かなり古いシステムを使っている関係で、入力しまして数字等の動きは見えますが、その後の発送とかいうところまでが連結しておりませんので、なかなか、そういう状況です。

○坂平委員

これは飯塚市の、農業土木課のほうだけじゃないと思う。ほかにも、財産活用課にしてもいろいろ他の所管も全部あると思うんですよ。占用をいただいて利用されているところは。そこはこういうふうになっているのか。その辺りは確認したのか。

○農業土木課長

全体の分につきましては把握できておりませんが、農業土木課と土木管理課は同じシステムを使っております。

○坂平委員

土木管理課にはこういうふうな不納欠損はないのか。

○土木管理課長

土木管理課もございます。

○坂平委員

5年間で全部、不納欠損で処理をするわけでしょう。未来永劫、支払いをしていないところは、もう不納欠損で、5年間払わなければ、もうそのまま処理をしているんですか、今現在。

○農業土木課長

占用料におきましては、公債権における時効は地方自治法第236条により5年となっておりますので、5年で時効を迎えたということで不納欠損処理を行っております。

○坂平委員

自治法とかいろいろ言われるけど、利用されているところは最初に借りるときに、占用届を出して、こういうふうな料金になりますよと、僅かな金額だよ。1件当たりに対して、それ

を、地方自治法でこういう運用となっていますから処理していますと、それは理由にならないと思うよ、一般的に考えたら。極端な話、例えばその占用届を出して支払いしていない、そしてたら20年たったら時効取得でその人のものになるんです。その辺り、しっかり行政として管理・監督をやってもらわないといけない。これは件数がばらばらだから、年度ごとに、ここに出てきている数字だけじゃなく、もっとあると思う。先ほど聞いたら、農業土木課はこれだけですと。土木管理課に聞いたら土木管理課にもありますと。どういう管理をしているのか。副市長、もう少しその辺りきちっと管理をさせないと駄目ですよ、これは。

○久世副市長

質問委員のおっしゃるとおりでございまして、不納欠損、地方自治法で5年間ということ担当課長のほうから説明があったのですが、これは市の財産を貸付けしてお金を頂いているものでございまして、5年経過したからといって不納欠損、要はお金が徴収できなかったということなんですね。これは簡単に我々行政がすべきことではないし、当然こういうことが絶対にならないように努めた結果、やむを得ない事由があればこの不納欠損ということになっていくべきだろうと考えますので、これにつきましては当然、今後、その辺の執務体制等につきましても、私のほうからも指導していきたいと考えております。

それともう一点、システムの話なのですが、今質問委員がおっしゃるように、この今、電算の進んでいる中で、これは申し訳ないですが、私も詳しい業務の内容をまだ知り得ていないのですが、今現在行政経営部のほうにも業務改善・DX推進課を設けておりますので、こういったシステムで、今まさにご質問のとおり、ヒューマンエラーという話があったのですが、これも許されないことです。だけど、それを防ぐためには、いろんなそういったDXを導入して、システムを改修していく必要があると思いますので、これにつきましても、早急に対応ができますように検討してまいります。以上です。

○坂平委員

例えばその占用届を出して占用している、その支払いがない。そのときはどういう措置をしているのか。そこは占用も取り消して、もう使わせないように措置はしているのか。

○農業土木課長

監査指摘を受けましたこの事件につきましては、催告書などの送付ができておりませんでしたので、今後事務処理を見直しまして、支払われていない方につきましては、催告書や現地確認を行って、今後協議をしてまいりたいと思っております。

○坂平委員

農業土木課だから、ほとんど水路の床版とか、農道から田んぼに入る道とか、そういうところもほとんど占用でしょう。催告書を出したりとかいろんなことをするよりも、申請者の連絡先も分かっているわけでしょう。もう電話したほうが早いでしょう、件数も僅かだし。だからそういう措置は、その都度やはりやっていくべきだと私は思いますよ。その人たちはそれを活用しないと自分のところの作業はできないわけだから、それでなければもう設置した分は撤去するとか、そういうようなことをやはり考えるべきではないですか。今後そういうことで、十分気をつけてください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

工事請負契約の締結状況につきまして、ご報告をいたします。

資料「工事請負契約報告書」をお願いいたします。工事名は鯉田地区污水管渠布設（1工

区) 工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会におきまして、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、市内土木一式工事のS等級及びI等級に格付されている要件等を決定し、16者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億3593万4700円、落札率91.08%で、崎村組が落札しております。なお、本件の入札につきましては、16者中、最低制限価格によります16者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定しております。

資料2ページ目に入札結果表、3ページに位置図及び工事概要をお示ししております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。